

アップル追徴課税の波紋

欧州委員会の決断

欧州連合(EU)の欧州委員会は8月30日、アイルランド政府が最大で130億ユーロ(約1兆4800億円)の違法な税優遇を米アップルに与えたとして、過去の優遇分や利息を追徴課税で取り戻すよう同国に指示しました。欧州委が追徴課税を命じた額としては過去最大。アイルランドは不服としてEU司法裁判所に提訴する構え。EUは税率が極端に低い租税回避地(タックスヘイブン)を使った多国籍企業の租税回避への監視を強めています。

日本の独占禁止法にあたるEU競争法は、加盟国が特定の企業を優遇する「国家の補助」を禁じています。2014年6月に本格的な調査を始めた欧州委員会は、アイルランドによるアップルへの税優遇は、EU法が禁じるこの「国家の補助」にあたり、企業の公正な競争を妨げると判断しました。

アップルの節税策

ここで、エクラ通信25号でもお話したアイルランドと米国の税制の違いを利用した、アップルの節税策を振り返ってみましょう。

企業は法人税を、住所が存在する国に支払うのが原則です。アイルランドでは、法人の実態がある場所が課税上の「住所」となりますが、米国では書類上、企業を設立した場所が「住所」になります。運営の実権を米国に残したまま、アイルランドに会社を設立すると、米国にもアイルランドにも「住所がない」という状態になり、法人税を払わなくて済むのです。アップルはアイルランドの法人税率12.5%を大幅に下回る税率に設定することで、アイルランド当局と合意していたことが判明し、利益を生み出していない金融立国(事実上のタックスヘイブン)がタックス・プランニングに協力することで、企業を誘致している実態が明らかになりました。

今回違法と判断されたのは、アップルが03年から14年にかけてアイルランドから受けた税優遇措置。欧州委員会によると、アップルは子会社を経由した取引や優遇策を使うことでアイルランドの12.5%と低い税負担をさらに軽減。実質的な税率は03年の1%から、14年には0.005%にまで下がったというのです。こうしてアップルは米国以外の利益をアイルランドに蓄えました。

各国の課税競争

欧州委員会の決定にアイルランド政府は反発し、EU司法裁判所に提訴し裁判で争う構えです。欧州委員会はこれまでもオランダとルクセンブルクに同様の追徴課税を求めました。両国とも不服として裁判で争っています。

アイルランド政府やアップルだけでなく米政府も、「アップルが欧州で追加納税すれば、その分だけ米国の税収がEUに移る」と反発しています。まさに税金の分捕り競争にもなってきました。

先進国ではリーマン危機後に個人の税負担が増える一方、多国籍企業による行き過ぎた租税回避への反発が強まっています。しかし国ごとの対応では限界があるので、経済協力開発機構(OECD)を中心に対策を早く軌道に乗せ、協調して多国籍企業の租税回避に網をかける必要があります。

行き過ぎた税逃れを防ぐのは当然ですが、健全な企業活動への目配りや国際的な課税競争を防ぐ視点も求められています。米政府が税収を取り戻そうとして、アップルやグローバル企業が二重課税を強いられるようなことはあってはなりません。事後的に巨額の追徴課税を強いられるようでは、企業は安心して国境を越えた事業活動をできません。日本企業もひとつでは済まされません。

2014年 6月	欧州委員会がアイルランドなど3カ国の税優遇について調査に入る。対象はアップル(アイルランド)、スターバックス(オランダ)、フィアット(ルクセンブルク)
10月	欧州委がアマゾンへの税優遇でルクセンブルクに調査に入る
15年 10月	欧州委がオランダ(スターバ)とルクセンブルク(フィアット)の税優遇を「違法」判定。追徴課税を指示
12月	欧州委がマクドナルドへの税優遇でルクセンブルクに調査に入る
15年 末	アップルがイタリア税務当局と3億4000万ユーロの追加納税で合意
16年 1月	米グーグルが英税務当局と1億3000万ポンドの追加納税で合意
8月	欧州委がアイルランド(アップル)の税優遇を「違法」判定。追徴課税を指示

H28.9.6日経新聞より